「公正取引委員会よろず相談室」を開設します!

公正取引委員会は，法務省，財務省などと同じ，国の行政機関であり，下請法，消費税転嫁対策特別措置法，独占禁止法にかかわる違反行為を取り締まっています。

こんなお悩み，ありませんか？

- ●取引先が約束した期日に代金を支払ってくれない。
- ●納品した後に，契約した金額を減らされた。
- ●タダで取引先の棚卸しを手伝うよう頼まれた。
- ●消費税の増税分を支払ってもらえないので，税率アップ分が自社負担となっている。
- ●いつも口頭発注で，契約書（発注書）を出してくれないので不安だ。
- ●納品先から，ライバル企業とは取引しないように言われた。
- ●明らかに仕入価格を下回って販売しているお店があって困る。

平成３１年度の奇数月（５月，７月，９月，１１月，１月，３月）の第３水曜日に，㈱富山県総合情報センター　２階第８会議室において，下請法，消費税転嫁対策特別措置法及び独占禁止法に詳しい公正取引委員会の職員が，皆様のお悩みをお聞きします。また，下請法に関する研修会も開催します。

お気軽にお越しください。受講料など一切不要です。裏面の申込書を御利用ください。

※　お問い合わせ先　公正取引委員会事務総局　中部事務所　電話：０５２－９６１－９４２１（担当：石川）

富山県

※送信票は必要ありません。

公正取引委員会事務総局　中部事務所　総務課　宛て

（ＦＡＸ　０５２－９７１－５００３）

「公正取引委員会よろず相談室」申込書

（入手した個人情報は，本業務以外の目的には使用いたしません。）

<table>
<tr><td>所　　属
（会社・団体名）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>希望日時</td><td colspan="2">※１　御希望の年月日を○で囲んでください。

①令年元年　5 月 15 日（水）（2 階　第 8 会議室）【定員 10 名】（ 5 月 13 日締切）
②令年元年　7 月 17 日（水）（2 階　第 8 会議室）【定員 10 名】（ 7 月 12 日締切）
③令年元年　9 月 18 日（水）（2 階　第 8 会議室）【定員 10 名】（ 9 月 13 日締切）
④令年元年 11 月 20 日（水）（2 階　第 8 会議室）【定員 10 名】（11 月 18 日締切）
⑤令年元年　1 月 15 日（水）（2 階　第 8 会議室）【定員 10 名】（ 1 月 10 日締切）
⑥令年元年　3 月 18 日（水）（2 階　第 8 会議室）【定員 10 名】（ 3 月 16 日締切）</td></tr>
<tr><td></td><td>研修会</td><td>※２　研修会への出欠を○で囲んでください。

【時間】午後 1 時～午後 1 時 50 分
①出席する　　②出席しない</td></tr>
<tr><td></td><td>相談会</td><td>※３　相談会について，相談内容及び御希望の時間を○で囲んでください。

【相談内容】①下請法　　②消費税転嫁対策特別措置法
③独占禁止法　④その他（　　）

【時間】①午後 2 時～午後 2 時 50 分　　②午後 3 時～午後 3 時 50 分
③午後 4 時～午後 4 時 50 分</td></tr>
<tr><td>連絡先電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

- 研修会及び相談会は，定員に達し次第，締め切らせていただきます。
- 相談については，御希望の時間が重複した場合は，時間の変更をお願いする場合がございます。